

東京穀物商品取引所 業務規定の一部変更（受渡地の拡大、合意早受渡し）

東京穀物商品取引所 業務規定の一部変更（受渡地の拡大、合意早受渡し）

変更	現行
<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(合意早受渡し) 第112条の18 受渡当事者は、第10条第3項、第15条第1項第6号(受渡単位)、第43条第4項、第112条の2から第112条の6まで、第112条の8から第112条の13まで及び第112条の15の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第12条第1項第5号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する市場取引参加者等を通じて本取引所に届け出、本取引所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</p> <p>附則 第1条 第112条の2(受渡しの場所)の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成24年3月26日から施行し、2012年10月限より適用する。また、第112条の18(合意早受渡し)の新設は、平成24年4月1日又は農林水産大臣の認可の日(平成24年3月26日)のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県及び栃木県に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○米穀の合意に基づく早受渡しの特例

平成 24 年 3 月 26 日制定

（目的）

第 1 条 本特例は、業務規程第 112 条の 18 の規定に基づき、米穀の受渡しに係る受渡当事者の利便を図るため、米穀の早受渡しに関する特例の範囲を定める。

（受渡供用品）

第 2 条 本特例により受渡しされる供用品は、国内産水稻うるち玄米とする。

（受渡しの場所）

第 3 条 受渡しの場所は、日本国内における双方の合意した場所とする。

（受渡日）

第 4 条 受渡日は、新甫発会日の翌営業日から、当該限月の納会日の前営業日までとする。

（受渡値段及び受渡代金並びに消費税）

第 5 条 受渡値段及び受渡代金並びに消費税の算出は、次のとおりとする。

- （1）受渡値段は、次条の届出書に記載された受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする
- （2）受渡代金は、前号の受渡値段に受渡当事者間で合意した格差を加減して得た金額に、次条の届出書に記載された受渡重量（呼値の単位で換算した数値）を乗じて得た金額（円未満の端数は四捨五入する。）とする。
- （3）受渡しに賦課される消費税は、前号に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（合意早受渡し届出書）

第 6 条 業務規程第 112 条の 18 の規定により、双方の合意に基づいて本取引所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、受渡日の前営業日の午後 2 時までに本取引所に届け出るものとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。

2 本取引所は、当該合意早受渡しの届出を受理したときは、本取引所の米穀の早受渡

しが行われたものとして処理する。

(建玉決済枚数と受渡品の量目との関係)

第7条 合意早受渡しにより決済できる当該限月の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第15条第1項第6号において規定する取引単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を取引単位に換算させる場合において、最小取引単位に比し50%を超える端数量目については、当該端数量目を最小取引単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

(受渡決済の方法)

第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本取引所の確認できる受渡書類を本取引所に差し出して行うことができる。

2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時限は、受渡日の午後1時とする。

3 本取引所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類を交付し、渡方には、次項に規定する届出のあった翌営業日の午後1時まで、受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を交付するものとする。

4 受方は、受渡日の翌々営業日後の午後2時まで、受渡しが完了した旨を本取引所に届け出なければならない。

(受渡履行責任)

第9条 受渡当事者は、第6条の合意早受渡しの届出内容に従い双方の責任において、受渡しを履行しなければならない。

(合意内容の変更)

第10条 前条の規定にかかわらず、届出内容どおりの受渡しが困難となったときは、届出書に記載された受渡日の前営業日の午後2時まで双方の連署をもって当該合意内容の変更を本取引所に届け出、本取引所の承認を得るものとする。

2 本取引所は、前項の変更の届出を受理したときは、当該変更された届出により受渡しが行われたものとして処理し、受渡当事者は、当該届出内容に従い双方の責任において受渡しを履行しなければならない。

(故障の申立)

第11条 受方は、合意早受渡しにより受渡しされた受渡品について、故障の申立をすることができない。

(その他の措置)

第12条 本特例に定めていない事項については、受渡当事者間で処理するものとする。

(改廃)

第13条 本特例の改廃は、取締役会の決議をもって行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。

附則

本特例は、平成24年4月1日又は業務規程第112条の18（合意早受渡し）の新設が農林水産大臣に認可された日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。

東京穀物商品取引所の農産物市場の移管の方針について

株式会社東京穀物商品取引所
(営業広報課/3668-9317)

建玉等の処理の移管について

本取引所は、農産物市場の維持・継続のため、2013年2月の3連休を目途に建玉等の処理を他の取引所(コメは関西商品取引所。大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖は東京工業品取引所。)に移管することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、移管日の前営業日までは本取引所において従来と同様にお取引いただけますし、移管日以降も移管先の取引所で引き続きお取引が可能(移管日までに取引を結了する必要はございません。)ですので、ご安心してお取引いただけますよう、お願い申し上げます。

東京穀物商品取引所・関西商品取引所の価格調整表

○東京穀物商品取引所（平成25年1～3月限適用、平成24年7月6日制定）

玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産	
	1等	2等
関東コシヒカリ (茨城県産、栃木県産、千葉県産)	標準品	平成24年産1等の調整額から600円減額
福島県産コシヒカリ(会津)	+100円	
福島県産コシヒカリ(中通り)	-1,500円	
福島県産コシヒカリ(浜通り)	-1,500円	
新潟県産コシヒカリ	+2,000円	
富山県産コシヒカリ	+600円	
石川県産コシヒカリ	+300円	
福井県産コシヒカリ	+300円	
長野県産コシヒカリ	+300円	
その他府県産コシヒカリ	-300円	
岩手県産ひとめぼれ	-400円	
宮城県産ひとめぼれ	-400円	
秋田県産あきたこまち	-200円	
山形県産はえぬき	-600円	
北海道産ななつぼし	-1,000円	
北海道産きらら397	-1,000円	
青森県産つがるロマン	-1,000円	
青森県産まっしぐら	-1,000円	

○関西商品取引所（平成25年1～3月限適用、平成24年6月20日制定）

玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産	
	1等	2等
北陸コシヒカリ(石川、福井)	標準品	平成24年産1等の調整額から600円減額
新潟県産コシヒカリ	+1,300円	
福島県産コシヒカリ(会津)	-400円	
福島県産コシヒカリ(中通り)	-2,000円	
福島県産コシヒカリ(浜通り)	-2,000円	
茨城県産コシヒカリ	-900円	
栃木県産コシヒカリ	-900円	
千葉県産コシヒカリ	-900円	
長野県産コシヒカリ	-200円	
富山県産コシヒカリ	+100円	
三重県産コシヒカリ	-300円	
滋賀県産コシヒカリ	-300円	
京都府産コシヒカリ	-300円	
兵庫県産コシヒカリ	-300円	
鳥取県産コシヒカリ	-300円	
島根県産コシヒカリ	-300円	
岡山県産コシヒカリ	-300円	
山口県産コシヒカリ	-300円	
熊本県産コシヒカリ	0円	
その他府県産コシヒカリ	-900円	

【本レポートの主な用語解説】

先物取引（さきものとりひき）	将来の一定の時期において、商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該商品の現物の受渡し若しくは建玉の転売又は買い戻しによる差金の授受によって終了することのできる取引のこと。
限月（げんげつ）	先物取引において売買約定（やくじょう）を最終的に決済しなければならない月のこと。
発会（はっかい）	新しく取引される限月の最初の立会のこと、その日を新甫（しんぼ）発会日という。
納会（のうかい）	売買契約の決済期限となる取引の最後の立会のこと。納会までに反対売買によって取引を終了しなかった建玉は、受渡しにより決済することとなる。
期先（きさき）	先物取引において、現時点で決済期限を最も後に向かえる限月のことをいう。
期近（きちか）	先物取引において、現時点で決済期限を最も早くに向かえる限月のことをいう。
始値（はじまりね）	前場または後場の立会が始まった最初の値段のこと。
高値（たかね）	相場が高いこと。またはある期間内の一番高い値段のこと。
安値（やすね）	相場が安いこと。またある期間内の一番安い値段のこと。
終値（おわりね）	一日の最終約定値段のことをいう。
枚（まい）	取引所における取引の基本となる取引数量または受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。
建玉（たてぎよく）	取引所において売買取引された売買約定によるもので、未決済のもの。
取組（とりくみ）	売りと買いとが取り組むということから、成立した建玉を取組といい、この未決済売買契約の数量を「取組高」という。
売買高（ばいばいだか）	取引所における売りの数量と買いの数量の合計数量のこと。
出来高（できだか）	市場において売買約定の成立した数量のことをいう。
制限幅（せいげんはば）	相場が極端に上下し、市場が混乱することを避けるために、取引所が定めた一日に変動する最大の幅のこと。
早受渡し（はやうけわたし）	先物取引の受渡しは、当月限の一定日であって、それ以前は受渡しの必要はないが、受渡日到来前に受渡しを希望する者は取引所に申し出て、受渡日到来前でも受渡しを行うことのできる制度のことをいう。
商品先物取引法※（しょうひんさきものとりひきほう）	商品先物取引に関する法律。同法に基づき、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引協会（商品先物取引業者の自主規制組織）等に関する許認可・監督等を行っている。

出典：関西商品取引所HP「先物取引用語集」（※については、農林水産省が作成。）

【商品先物取引のリスクについて】

商品先物取引は、相場の変動幅が小さくても大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であり、また、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性や預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

商品先物取引を行う場合には、これらの点を含め、取引の仕組みやリスクについて十分に理解した上で、許可を受けた商品先物取引業者又は登録を受けた商品先物取引仲介業者を通じて行っていただきますようご注意願います。

この他、商品先物取引に関する注意点等については、農林水産省のホームページなどをご覧ください。

【利用上の注意】

- 1 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」は、特に記載がない限り、商品取引所における日々の取引データから得られた情報をもとに農林水産省において作成したものです。
- 2 本レポートの作成に当たり情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性及び完全性について保証するものではなく、また、将来の市場環境の変動、運用成果等を約束又は予想するものではありません。本レポートに記載された情報の使用又は使用不能により生じた結果については、当省は一切の責任を負いかねます。
- 3 本レポートの引用等を行う場合は、出所を明記してください。

【農林水産省 食料産業局 商品取引グループHP（農産品関係）】

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>

【経済産業省 商務情報政策局商務流通グループ 商取引・消費経済政策課HP（工業品関係）】

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

【東京穀物商品取引所HP】

<http://www.tge.or.jp/japanese/index.shtml>

【関西商品取引所HP】

<http://www.kanex.or.jp/index.html>

【東京工業品取引所HP】

<http://www.tocom.or.jp/jp/index.html>

【日本商品先物取引協会HP】

<http://www.nisshokyo.or.jp/index.html>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

食料産業局 商品取引グループ

担当者：溝口、今井

代表：03-3502-8111（内4177）

ダイヤルイン：03-6744-1860

FAX：03-3502-6847